大栃小学校 避難所運営マニュアル

令和2年3月作成

避難されてきた皆さんへ

- 避難所の開設には、皆さん一人ひとりの協力が必要です。
- 皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を 進めてください。

避難所の開設に必要なことは、すべてこのマニュアルに書いてあります。 難しいことはありません。落ち着いて、ご自身の安全を第一に行動してください。

これから・・・

1 避難者は屋外で待機します

- 建物の安全を確認しないまま室内に入ると、避難者に危険が 及ぶ可能性があります。
- また、建物に入る際に混乱が生じますので、建物の安全確認が終わり、指示があるまでは屋外で待機してください。
- 後から避難してくる人にも、指示があるまで屋外で待機する よう、呼びかけをお願いします。

2 建物の安全を確認します

- ▼ニュアルの1ページに建物の安全を確認する手順が記載されています。
- 手順どおりに確認すれば、建物の安全確認を行うことができますので、必ず複数の人で、安全に気をつけながら建物を確認してください。

3 協力して避難所を運営します

- 避難生活では不自由なこともたくさんあります。
- 避難生活のルールを守り、皆さんが協力して、避難所の運営を 行います。

避難所運営の流れ

避難所へ 集まった人



防災力ギBOXから マニュアルを入手する



避難者に屋外待機を お願いする

1-(1)

避難所の安全を 確認する



チェックシートの活用

チェックシートを使って行いますので、専門的な知識がない方でも可能です。

使用できない場合は、最寄りの避難所に移動します。

2-①

体育館区割り

施設配置計画の確認

施設配置計画図を参考に、体育館の区割りを行い、トイレ等の下水道点検が終わるまで、トイレの使用を禁止にします。



2-② 避難者の誘導

避難者誘導は先着順にこだわらず、病気やけが、介護が必要な方など、配慮が必要な方を優先して体育館の避難スペースを割りあてます。



避難生活に必要な 機能を準備する

避難者を体育館に誘導

2-③ 救護スペースの準備

校舎に医療や配慮が必要な方のスペース などを必要に応じて確保します。



2-4 通信手段の準備

状況の報告や支援の要請のため、災害対 策物部支部との連絡手段を確保します。



3-(1)

避難者名簿を 整える



避難者名簿の作成

医療や物資など、避難者への支援に必要となるので、避難者の名簿を作成します。



災害対策物部支部に 状況を連絡する

災害対策物部支部への連絡

避難者数や必要な支援などを、災害対策物部支部に連絡します。



避難所の運営に必要 役割を分担する

組織による避難所の運営

特定の人に負担がかからないよう、役割分担や順番を決めて運営します。

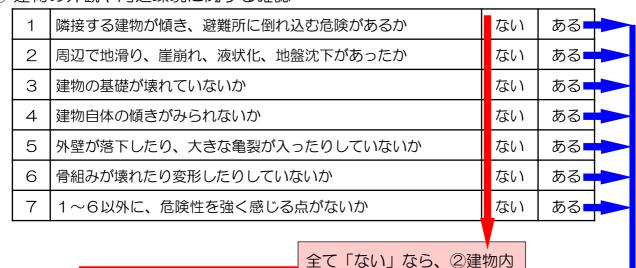
避難所の安全を確認する方法 1-(1) 目的 避難所として使用できる状況か、安全を確認します。 3名以上 建物のカギ 避難所安全確認チェック表 (P.2) 使うもの ヘルメット・ハンドマイク・懐中電灯(夜間の場合) 張り紙(立入禁止2枚)、コピー用紙 ご自身の安全を最優先に行ってください。 点検する際には、複数の作業人員を指名し、チームを作ってください。 П 作業時には、ヘルメットを着用してください。 注意点 建物の安全確認を終えるまで、建物内部に避難者を立ち入らせないで ください。 チェック カギと使うものを入手した後、避難所安全確認チェック表(P.2) を使って建物の外観や周辺環境を確認します。 使用できないと判断 使用できると判断 以降の作業を中止し、建物の目立つ所 に立ち入り禁止の張り紙をします。 チェック カギを開けて避難所安全確認チェック表(P.2)を 2 使って建物の内部を確認します。 使用できないと判断 以降の作業を中止し、建物の目立つ所 使用できると判 に立ち入り禁止の張り紙をします。 避難者を次の避難所に誘導します。 ①奥物部ふれあいプラザ ②大栃中学校(体育館) チェック 屋外で待機している避難者に、建物内に避難できるようになったこ 3 とを知らせ、誘導の準備をします。

避難所安全確認チェック表

余震などによる二次災害を防ぐため、開設前に施設の応急的な安全確認を行います

- ※ 施設に危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。
- ※ 確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は、実施しないでください。
- ※ 施設の安全が確認できるまでは、避難者を建物内に立ち入らせず、駐車場などで待機させましょう。

① 建物の外観や周辺環境に関する確認



② 建物内における確認

				_
8	床が大きくゆがんだり、割れたりしていないか	ない	ある	
9	柱が折れたり、割れたりしていないか	ない	ある	
10	内壁に大きなひび割れがあったり、崩れ落ちたりしていないか	ない	ある	
11	ゆがんで開閉できないドアが複数箇所ないか	ない	ある	
12	天井の落下がないか	ない	ある	

部の確認へ進みます。



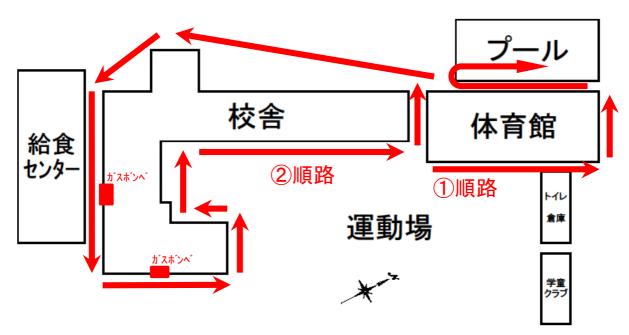
全て「ない」なら、 避難所として活用 可能です。



「ある」に1つでも〇がある場合は、避難所として活用できません。 速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位に基づいて、次の避 難所へ移動します。

- ※ これらのチェック項目はあくまで応急的な確認を行うためのもので、安全を保証するものではありません。
- ※ これらのチェック項目で使用可能となった場合も、災害対策物部支部に要請し、できるだけ早期に応急危険度判定士による判定を実施しましょう。
- ※避難所開設時点で安全であっても、その後の余震等によって状況が変化する場合がありますので、適宜再確認を行いましょう。

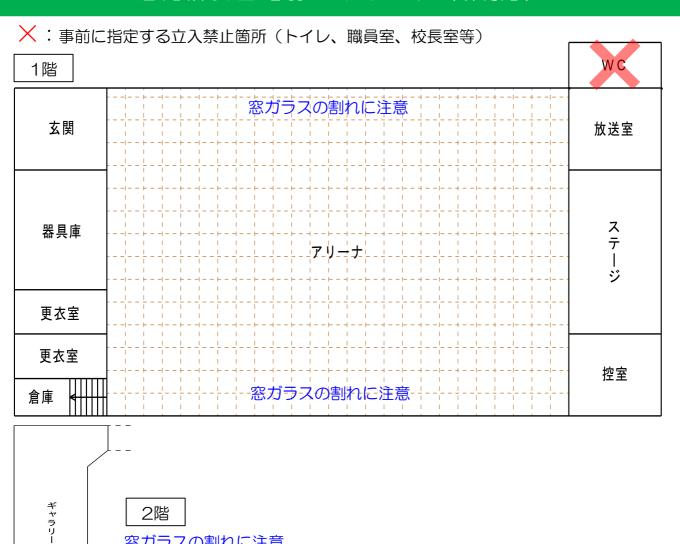
注意 落下物に気をつけて確認を行います。



■チェックポイント



避難所安全確認のポイント(体育館)



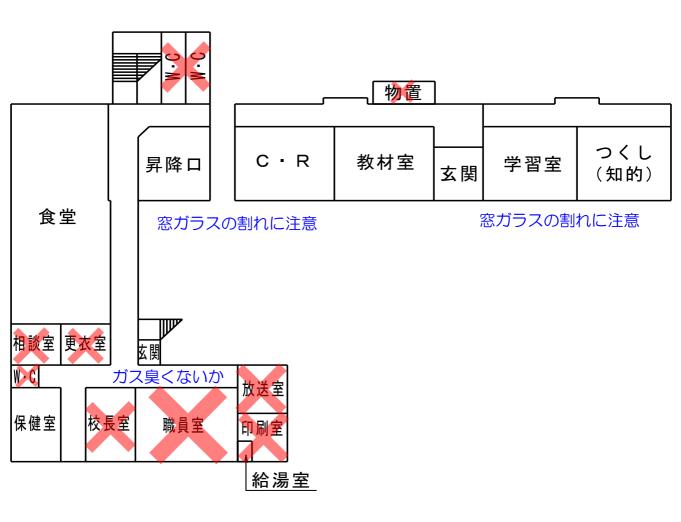


窓ガラスの割れに注意



避難所安全確認のポイント (校舎1階)

※: 事前に指定する立入禁止箇所(トイレ、職員室、校長室等)



■チェックポイント



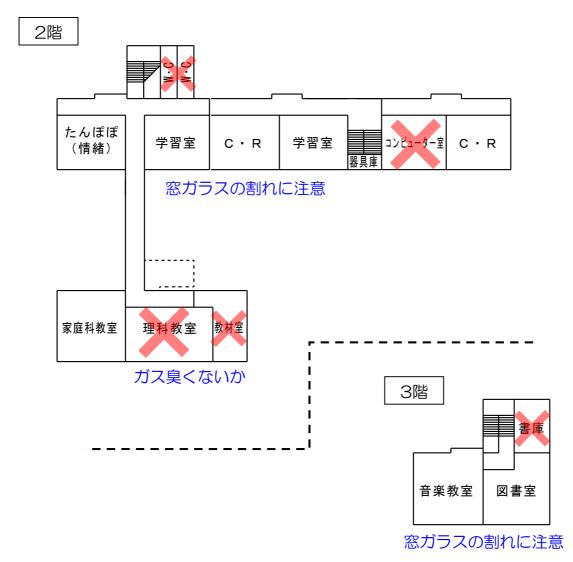
①食堂:天井や照明に異常がないか



②各教室: 天井や照明に異常がないか

避難所安全確認のポイント (校舎2~3階)

※: 事前に指定する立入禁止箇所(トイレ、理科室、機材室等)



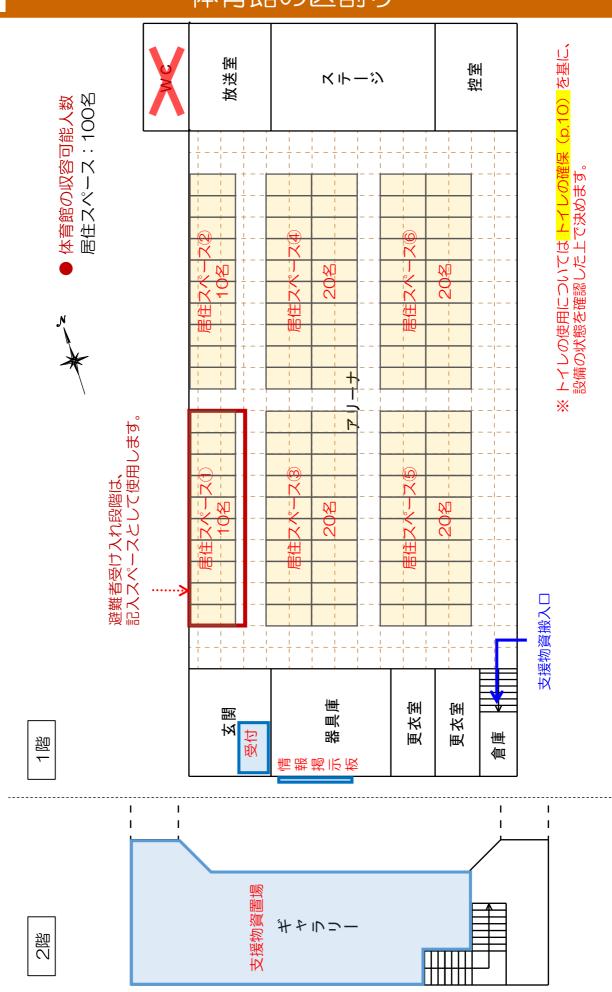
■チェックポイント



①各教室: 天井や照明に異常がないか

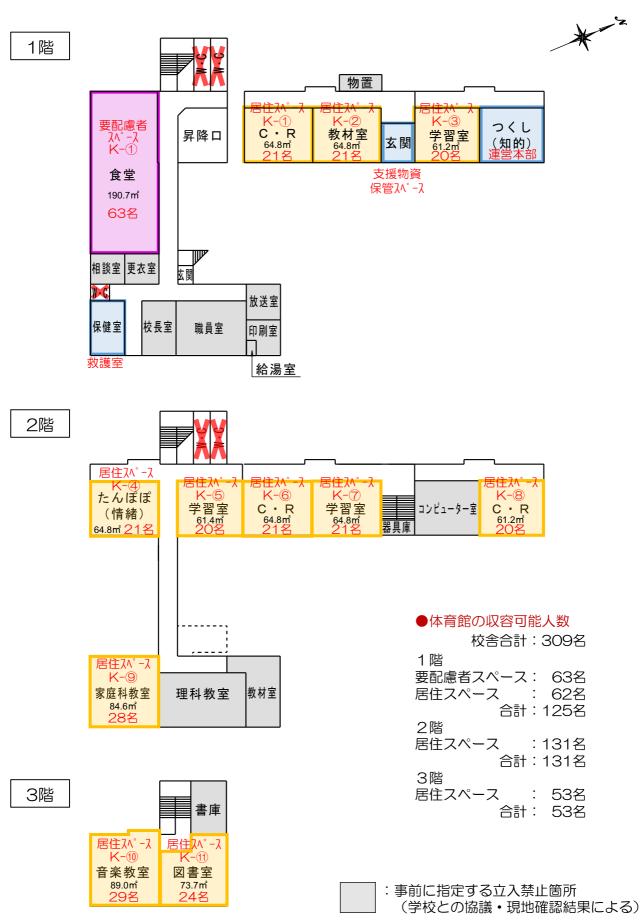


②各教室: 天井や照明に異常がないか

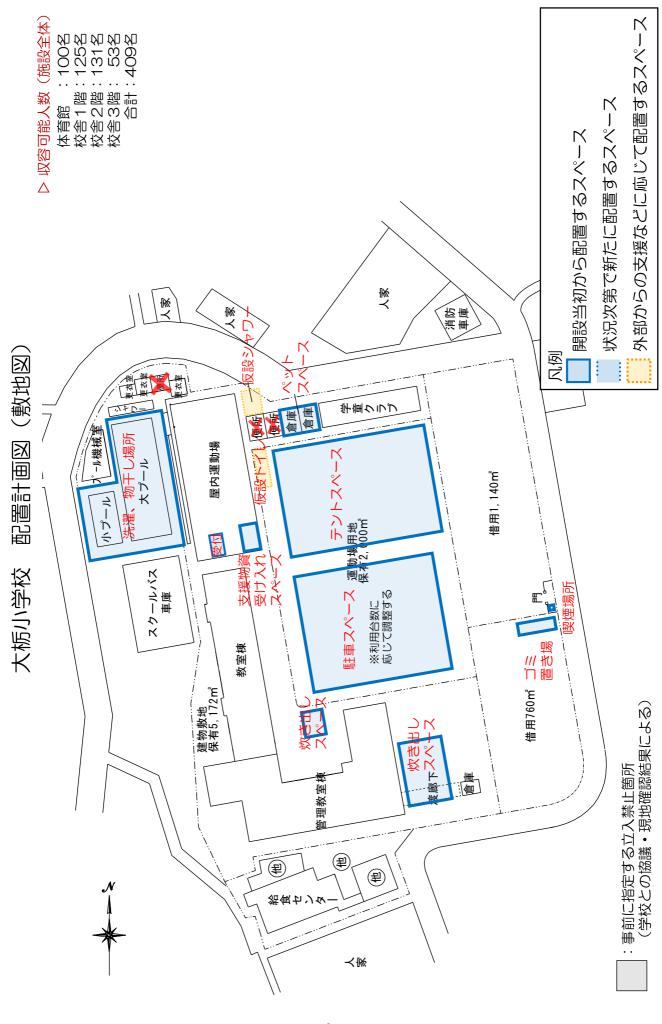


- 7 -

大栃小学校 配置計画図(教室棟・管理教室棟)



[※] トイレの使用については トイレの確保 (p.10) を基に、設備の状態を確認した上で決めます。



トイレ使用禁止と仮設トイレの準備

役 割	既設トイレの状況確認、使用禁止の周知、簡易トイレの設置等を行い、トイレが使用できるようにします。
使うもの	□ トイレ応急対策セット
注意点	□ 既設トイレが使用できない場合や状況が不明の場合は、早急に使用禁止を周知します。
チェック 	1 避難所内のトイレを使用禁止にしてから、下水道点検を行います。
	●確認する流れ
	使用禁止
	1 目視で分かるところに破損があるか
	76.01
	水を流してみて詰まり等無いか等、確認点検 を行ってから、通常使用を行います。
	●ときどき便槽の状況を確認します
	ポイント
•	
# = " / /	2 手洗い場を確保します。手洗い用の水が確保できない場合は、消 毒液などで代用します。
•	
チェック	3 トイレや掲示板に、トイレ使用のルールを張り出し、避難者全員で共有します。

対策

簡易トイレ、携帯トイレを利用する (目視で分かるところに破損があり、使用できない場合)

施設内のトイレは危険なため、下記の張り紙をして立入禁止にします。

このトイレは使用できません。

内部は危険です。立入禁止。

〇トイレは屋外に設置してある仮設のトイレを使用してください。

- ② 屋外に簡易トイレや携帯トイレを使って、災害用トイレを明るく目立つ 場所に設置します。
 - ※簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを利用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。
 - ※男女別に分けて使用できるようにします。

○簡易トイレのイメージ



簡易トイレ



簡易トイレ + トイレテント



☆簡易トイレを設置する場合は、汚物 の回収や水の調達が容易なところを 選定します。

簡易トイレ + プライベートテント

2-2

避難者を建物内に誘導する方法

目的	混乱しないよう、避難者を建物内に案内します。	3名以上
使うもの	□ ヘルメット・ハンドマイク・懐中電灯(夜間の場合)	
注意点	□ 混乱することのないよう、落ち着いて行動するよう呼び打 □ 配慮が必要な方を優先して収容してください。	卦けてください。

チェック



病気やけが、介護が必要な方など、配慮が必要な方を考慮して、待機している避難者を建物内に誘導します。

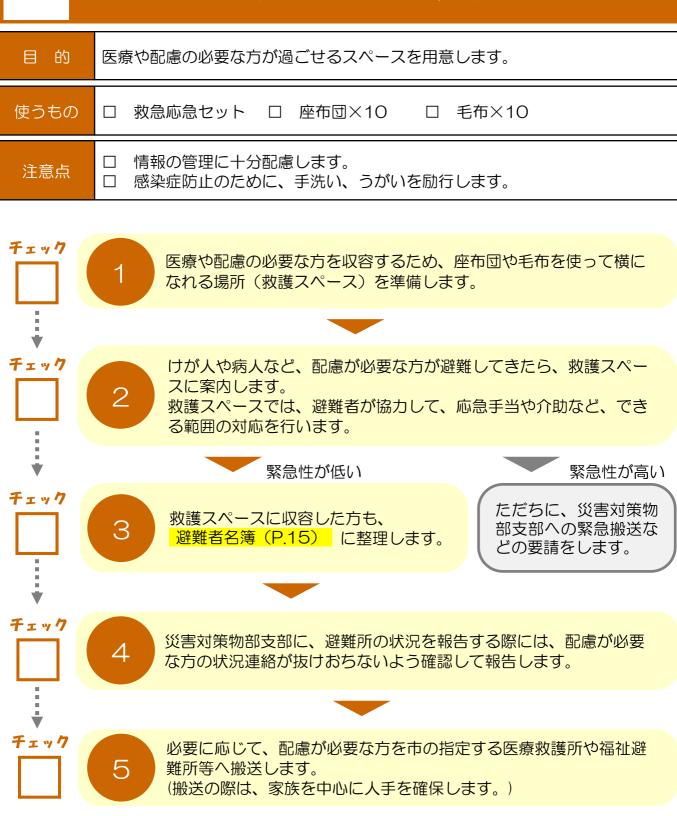
ポイント



●スペースを計画的に利用します。

- ▶ 配置計画図を参考に、大まかに室内を区切り、計画的に利用します。
- ▶ トイレや食事、物資の受け取りなど、建物内を移動しなければならないことに対応できるよう、通路が確保されていることが大切です。

救護スペースの準備



ポイント



●避難者の中に医療関係者や有資格者がいないか呼びかけます

▶ 避難者の中に医師や看護師、介護士、ヘルパーなどの有資格者や、専門的な知識や技能を持った方がいないか呼びかけ、いれば協力をお願いし、緊急体制を作ります。

通信手段の確保

目的

災害対策物部支部等と連絡が取れる体制を確保します。

使うもの

□ 携帯電話

注意点

□ 通信手段が使用できない場合は、連絡員を確保し、徒歩や自転車、バイク 等で災害対策物部支部に向かいます。この場合は、連絡員の安全確保を最 優先とします。

チェック

1

携帯電話、携帯メール、防災行政無線が通じるか確認します。

通じる



通信手段が確保できない場合

対 策 避難所の状況を災害対策物部支部に知らせることは非常に重要です。そのため、災害対策物部支部に向かうための連絡員を確保します。災害対策物部支部との連絡は、連絡員の安全確保を最優先に行います。

●携帯電話は、複数の通信会社の利用を試みる

ポイント



▶ 携帯電話は、通信会社が異なれば利用できることもあり得ます。避難者に協力を求めて、複数の通信会社の利用を試してみます。

●発災直後の自動車の使用は最小限に

- ▶ 発災直後は、緊急車両の通行が優先されるほか、道路 の被災によって車両が通行できないことも想定される ため、できるだけ使用しないことが望まれます。
- ▶ どうしても使用しなければ連絡が難しい場合は、安全に気をつけるとともに、救命活動の支障にならないよう配慮してください。

チェック

2

避難所を開設したことを災害対策物部支部へ報告します。

遊難所運営に関する担当機関の連絡先災害対策
物部支部香美市役所
物部支所TEL: 0887-52-9289 (直通)
TEL: 0887-58-3111 (代表)
FAX: 0887-58-3110
E-mail: m-shinko@city.kami.lg.jpその他の連絡先香美市消防本部TEL: 119 または 0887-53-4176での他の連絡先TEL: 088-863-0110 (本署)
TEL: 0887-52-0110 (香美警察庁舎)

3-(1)

避難者名簿の作成方法

目的	食料や物資の配給、配慮が必要な方への対応をスムーズに行うために、避難者 の名簿を作成します。								
使うもの	□ 避難者名簿用紙(クリアファイルに保管しています) □ 筆記用具 □ 避難行動要支援者名簿								
注意点	□ 情報の管理に十分配慮します。								

F = 17



所定の避難者名簿の様式を使用して、名簿を作成します。 名簿に記載された情報を基に、食事や物資、医療の手配を行うこと になりますので、避難者には、必要な情報を漏れなく記入してもら います。

避難所: 大栃小学校

避難者名簿

避難者

□ 在宅避難者

避難行動要支援者

									×21.74	IL/71 ·	7 (m)-3 -3 X		
	避難者 カード 整理 番号	世帯主	世帯主の 整理番号	氏名	お住まいは 地区名 地区外	住所	年齢	性別	食事 希望 有無	医療配慮有無	その他	居住 スペース	退所日
	1	0	1	香美 太郎	0	土佐山田町宝町1丁目2-1	56	男女	О	О	そばアレルギー	居	9月3日
1	1	0	1	山田太郎	林町	土佐山田町〇〇〇	51	男女				居	
2	2		1	山田花子	林町	土佐山田町〇〇〇	48	男女				層	
3	3		4	香北一郎	太郎丸	香北町〇〇〇	82	男女	0		おかゆ	层	
4	4	0	4	香北三太郎	太郎丸	香北町〇〇〇	45	男女				層	
5	5		4	香北和	太郎丸	雲北町○○○	38	男女		0	妊娠中	救護	
6	6		4	香北茂	太郎丸	香北町〇〇〇	2	多女	0		ミルク オムツ	救護	
7	7	0	7	高知健		高知市丸ノ内〇〇〇	53	男女		0	人工透析	層	
8	8	0	80	物部志郎	大橋	物部町〇〇〇	88	男女	0	0	おかゆ 高血圧	救護	
9	9		8	物部等	大幅	物部町〇〇〇	90	男女		0		救護	
10	10	0	10	浜田桂		東京都千代田区〇〇〇	33	男女	·			層	
•					8 人 2 人	食事希望者	計 (Υ) →	3	4	←医療配慮者:計(人)	•

ポイント



●在宅の避難者名簿も作成します

▶ 避難所は地域の在宅避難者への物資配給の拠点となります。在宅の避難者の名簿も作成し、在宅避難者の必要な食事や物資も災害対策物部支部に連絡します。

災害対策物部支部への連絡

月 的 必要な支援を受けられるよう、災害対策物部支部に避難所の状況を報告します。

使うもの

災害対策物部支部との通信手段を確保(P.14)

避難所の状況連絡票(クリアファイルに保管しています)

注意店

通信手段が途絶している場合は、連絡員が徒歩や自転車、等で災害対策物 部支部に向かいます。この場合は、連絡員の安全確保を最優先とします。

チェック

避難所の状況について様式で指示される項目を、確保した情報伝達 手段を用いて、災害対策物部支部に連絡します。

避難所運営に関する担当機関の連絡先

災害対策 物部支部 香美市役所 物部支所

TEL: 0887-52-9289 FAX: 0887-58-3110

E-mail: m-shinko@city.kami.lg.jp

●詳しく、早めの情報提供を 小がけます

ポイント



- > 災害対策物部支部は混乱 しています。連絡しても すぐに対応できるとは限 りません。
- ▶ できるだけ詳しい情報を 早めに提供することで、 避難者の安全や、必要な 物資の確保が可能となり ます。



3-3

組織による避難所の運営

目的

避難所の運営を円滑に行うため、避難所の自治を行う組織(町内会のようなもの)を設置します。

使うもの

□ 避難所のルール (P.18~P.19)

注意店

□ 避難所での生活に必要となる要望を取りまとめ、災害対策物部支部に連絡することや、災害対策物部支部から避難者への連絡を円滑に行うため、早期に役員を決めて運営をはじめます。

1. 役員を決めましょう

役職	やること	人数 (目安)
会長	① 避難所のとりまとめ ② 災害対策物部支部との連絡 ③ 避難者からの相談や調整の	1
副会長	① 会長の補佐	1
避難者管理班長	① 避難者名簿・避難行動要支援者名簿の管理 ② 安否確認への対応	1~2
施設管理班長	① 施設の安全確認② 防犯、防火の確認③ 清掃の指示	1
食料・物資班長	① 炊き出しの段取り ② 飲料水や物資の配給	1

ポイント



●状況にあわせて、必要な人を確保します

▶ すべての役職に人を配置しなければならないわけではありません。避難者や施設の状況にあわせて、補佐する人を指定したり、役職を兼務することで、必要な人員を確保し、円滑な運営が行える体制を整えます。

2. 組織の運営ルール

- ○役員は、交代で行い、特定の人に負担のかからないようにします。
- ○役員だけに負担をかけることのないよう、避難者全員が協力します。
- 多様な視点を反映させた運営ができるよう、女性や障害者が意見を言いやすい運営 を心がけます。
- ○担当者を決めていない作業が必要となったときは、みんなで協力して行います。また、必要に応じて、新しい役職を作ります。
- ○避難生活のルールは、確認しやすいところに掲示します。

避難所のルール(1)

【基本】

- ●避難所は、不便な中、多くの人が生活する場です。特定の人に負担をかけることのないよう、避難者全員が協力して運営します。
- ●避難生活のルールは、確認しやすいところに掲示します。ルールを 守って、少しでも快適に過ごせる避難所を目指します。
- ●体が不自由な方、体調の悪い方などに配慮した運営を心がけます。
- 問題が起きたら、みんなの意見を聞き、合意できる解決方法を決めます。

【健康管理】

- ●食事や物資なども不十分な中、不便な生活を強いられることで、体調が悪化することがあります。早め早めの相談を心がけてください。
- ●うがいや手洗い、こまめな掃除を行い、病気を予防しましょう。
- ●自動車内で避難する場合など、長時間体を動かさないと、エコノ ミークラス症候群などの症状が発生する可能性があります。こまめ に体を動かすなど、対策が必要です。

足の運動例



足を上下につま先立ちする



つま先を 引き上げる



ふくらはぎを 軽く揉む

【プライバシーの保護】

- ■居住スペースは、一般の「家」と同じです。みだり に立ち入ったりのぞいたりしないようにします。
- ●居室内での個人のテレビやラジオなどの視聴は、 周囲の迷惑とならないようにしてください。視聴 する場合は、イヤホンを使用してください。
- 携帯電話は居住スペース内ではマナーモードにし、 特に夜間は居室内では使用しないでください。





マナーモードにする。 夜間の居室内では使用しない。

避難所のルール(2)

【生活時間】

- ●起床時間 6時30分、消灯時間 21時30分(原則)
- ●テレビ利用時間 6時30分~21時
- ■電話利用時間 6時30分~21時

【食料・物資の配付】

- 食料、物資、水などは、避難所の避難者にも、在宅の避難者にも、公 平に分配します。
- ●数量が不足する場合は、子ども、妊産婦、高齢者、要配慮者、大人の順に配分します。
- ●配布する物資の内容や数量は、その都度、掲示板などでみなさんにお知らせします。
- ●必要な物資などがあれば、役員に連絡してください。
- ●食事の時間は、朝8時頃、昼12時頃、夜18時頃です。女性ばかりに任せきりにしないよう、準備や、片づけに協力してください。

【ゴミ処理】

- ゴミは、原則として各自でゴミ捨て場に 搬入します。
- ●共同作業で発生したゴミは、その作業を 担当した人たちが責任を持って捨てます。
- ■ゴミの分別を行ってください。

ゴミは分別してそれぞれの世帯が共有のゴミ捨て場へ。 捨当 場

【その他】

- <u>施設内は全面禁煙</u>なので、喫煙は施設外の喫煙スペースでお願いします。
- ●洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識に基づいて使用し、長時間の占用を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。
- ●ペットの飼育は、屋外の指定された場所で、必ずケージに入れるか リードでつなぎとめて飼育してください。また、排泄物等の片づけを きれいに行うなど、苦情やトラブルの防止に努めてください。

4. 基本情報

			大栃自治会						
		難所の利用 地区名			大栃第一防災会				
	この避難所の利用を想定する地区または自主防災組織の範囲		大栃第二防災会						
			地区名	西町組防災会					
マニュアルの前提条件		または 自主防災	南組防災会	代表者名					
		組織名	大栃駅前防災会						
条件									
	収容者の 見込み数	311人							
	収容可能人数	409人程度							

基	建物の管理者	氏名	香美市	香美市 教育振興課(教育委員会)							
	鍵保有者	氏名	香美市教育 物部分室	育委員会		氏名	大栃小学校長				
		氏名		氏名							
	解錠方法	鍵で開発	· 錠								
基本事項	安全確認	対応職員		氏名			氏名	3			
項	担当者 (応急的な建物 点検を実施)	職員 不在時		氏名			氏名	3			
		築	年数	昭和53年建築							
	建物情報	耐; 有	有								
		 棒	講 造	鉄筋コンクリート造3階建							

4. 基本情報

備品リスト (大栃小学校)

分類	品 目	備蓄量
	ラーメン	食
食料	アルファ米(白飯)	食
水	クラッカー	箱
	飲料水	本
敦急用品	毛布	枚
用品	救急セット	箱
	強力ライト	台
電源	ヘッドライト	台
	蛍光灯スタンド	台
照明類	ガソリン携行缶	缶
類	コードリール	台
	乾電池 各種	本
	組立トイレ 洋式	基
	和式	基
	汚物処理袋	袋
	トイレットペーパー	巻
	ティッシュペーパー	箱
衛生用品	生理用品 各種	個
品品	手指消毒液	本
	消毒液 ミルトン	本
	ハイター	本
	衛生用手袋	枚
	マスク	定
	防塵メガネ	個
通	ラジオ (ライト付)	台
通信機器	衛星携帯電話	台
66	トランシーバー	台
炊	羽蓋	台
-E	かまと	台
炊き出し用品	カセットコンロ	台
品	カセットポンベ	本

分類	品 目	備蓄量
	カケヤ	本
	ショベル	本
	ハンマー	本
	ポルトクリッパー	本
	ロープ	巻
敷命機材	消火器	本
機材	軍手	双
	バチヅル	本
	ショウレン	本
	ジャッキ	本
	パール	本
	担架	台
	ヘルメット	個
	ハンドメガホン	個
	ブルーシート	枚
	トイレテント	張
	プライベートテント	張
	ゴーグル	個
その他	チェーンソー	台
他	コンテナ	個
	ベルトスリング	個
	プロック	個
	一輪車	台
	脚立	脚
	土のう袋	枚
	パケツ	個
	簡易ベッド	台
要配	車いす	台
要配慮者対応	老眼鏡	個
対応	避難所用点字プロック	枚